

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則）

県立学校教育課

1 概要

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年9月30日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により改正したので同条第2項の規定により報告する。

2 沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案の概要

共生社会の形成及びインクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶ仕組みと、一人一人の教育的ニーズに応じた学びを保障するための調査研究を行うため、知的障害の程度が中度・重度である生徒を対象に県立真和志高等学校に県立島尻特別支援学校真和志高等学校分教室を新設するため、規則を変更する。

(1) 沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

ア 第2条中「教育基本法（昭和22年法律第25号）」を「教育基本法（平成18年法律第120号）」に改める。

イ 別表第1中、沖縄県立島尻特別支援学校の知的障害の項中に、真和志高等学校分教室を加える。（別表第1関係）

ウ この規則は、令和3年4月1日から施行する。（附則）

(2) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

ア 別表第1中、全県学区の部沖縄ろう学校の項の次に、沖縄県立島尻特別支援学校真和志高等学校分教室の通学区域を加える。（別表第1関係）

イ 別表第1中、全県学区の部森川特別支援学校の項中「国立大学法人琉球大学医学部附属病院」を「琉球大学病院」に改め、同表島尻学区の部中「島尻特別支援学校（知的障害）」を「島尻特別支援学校（真和志高等学校分教室を除く。）（知的障害）」に改める。（別表第1関係）

ウ この規則は、令和3年4月1日から施行する。（附則）

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条
沖縄県立特別支援学校管理規則(平成22年教育委員会規則第3号)第2条

4 参考資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）新旧対照表																			
改正案	現行																		
<p>第1条 (略)</p> <p>(学校の目的)</p> <p>第2条 学校は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、それぞれ視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</p> <p>(名称、位置、修業年限等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条～第84条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校の目的)</p> <p>第2条 学校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、それぞれ視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</p> <p>(名称、位置、修業年限等)</p> <p>第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>第4条～第84条 (略)</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>障害の種類</th> <th>部</th> <th>科</th> <th>修業年限</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">沖縄県立島尻特別支援学校</td> <td rowspan="2">八重瀬町字友寄</td> <td rowspan="2">知的障害 肢体不自由</td> <td>幼稚園部</td> <td></td> <td>1年、2年、3年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学部</td> <td></td> <td>6年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科	沖縄県立島尻特別支援学校	八重瀬町字友寄	知的障害 肢体不自由	幼稚園部		1年、2年、3年		小学部		6年	
名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科													
沖縄県立島尻特別支援学校	八重瀬町字友寄	知的障害 肢体不自由	幼稚園部		1年、2年、3年														
			小学部		6年														

		3年		
	中学部			
	高等部	3年		普通科
馬天小学校 分教室	南城市佐敷 字津波古	6年	知的障害	
真和志高等 学校分教室	那覇市字真 地	3年	知的障害	普通科

別表第2（第6条の2関係）（略）

第1号様式～第21号様式（略）

				3年	
	中学部				
	高等部			3年	普通科
馬天小学校 分教室	南城市佐敷 字津波古	6年	知的障害		
(新設)					

別表第2（第6条の2関係）（略）

第1号様式～第21号様式（略）

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にあるダミーラインを引くこと。

新旧対照表（第2条関係）

沖繩県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖繩県教育委員会規則第3号）新旧対照表																			
改正案	現行																		
<p>第1条～第5条（略）</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、沖繩県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学区) 第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。</p> <p>2 特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われると、きの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。</p> <p>3 特別支援学校の高等部（普通科以外の学科に限る。）の学区は、県全域とする。</p>																		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>特別支援学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全県学区</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>沖繩ろう学校</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	特別支援学校名	区域	全県学区	(略)	(略)		沖繩ろう学校	(略)	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>特別支援学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全県学区</td> <td>沖繩盲学校 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>沖繩ろう学校</td> <td>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	特別支援学校名	区域	全県学区	沖繩盲学校 (略)	(略)		沖繩ろう学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾
学区名	特別支援学校名	区域																	
全県学区	(略)	(略)																	
	沖繩ろう学校	(略)																	
学区名	特別支援学校名	区域																	
全県学区	沖繩盲学校 (略)	(略)																	
	沖繩ろう学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾																	

<p>島尻特別支援学校 (知的障害である生徒に対する教育を行う真和志高等学校分教室に限る。)</p>	<p>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市</p>	<p>(略)</p>	<p>森川特別支援学校</p>
		<p>(略)</p>	<p>本校にあつては、独立行政法人国立病院機構沖縄病院(障害児入所施設に限る。)の入所者及び医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限り、沖縄県立病院内訪問学級にあつては、沖縄県立</p>
		<p>(略)</p>	<p>本校にあつては、独立行政法人国立病院機構沖縄病院(障害児入所施設に限る。)の入所者及び医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限り、沖縄県立</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>鏡が丘特別支援学校(病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)</p>	<p>森川特別支援学校</p>
<p>市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>本校にあつては、独立行政法人国立病院機構沖縄病院(障害児入所施設に限る。)の入所者及び医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限り、沖縄県立病院内訪問学級にあつては、沖縄県立</p>

島尻学区	島尻特別支援学校 (真和志高等学校 分教室を除く。) (知的障害である 幼児に対する教育 を行う幼稚部、児 童に対する教育を 行う小学部並びに 生徒に対する教育 を行う中学部及び 高等部に限る。)	(略)	北部病院、沖縄県立 中部病院、社会医療 法人敬愛会中頭病 院、琉球大学病院、 那覇市立病院、沖縄 県立南部医療セン ター・こども医療セ ンター、日本赤十字 社沖縄赤十字病院及 び沖縄医療生活協同 組合沖縄協同病院の 入院者に限る。

別表第2 (第2条関係) (略)

島尻学区	島尻特別支援学校 (知的障害 である 幼児に対する教育 を行う幼稚部、児 童に対する教育を 行う小学部並びに 生徒に対する教育 を行う中学部及び 高等部に限る。)	西原町、那覇市(那覇市立 寄宮、古蔵、仲井真及び首 里中学校区域に限る。)、 南城市(南城市立久高中学 校区域を除く。)、与那原 町、南風原町、八重瀬町 (八重瀬町立東風平中学校 区域に限る。)、豊見城市 (豊見城市立長嶺中学校区 域に限る。)	市立久高中学校区域を除 く。)、与那原町、南風原 町、八重瀬町、豊見城市、 糸満市、宮古高市、石垣市
			北部病院、沖縄県立 中部病院、社会医療 法人敬愛会中頭病 院、国立大学法人琉 球大学医学部附属病 院、那覇市立病院、 沖縄県立南部医療セ ンター・こども医療 センター、日本赤十字 社沖縄赤十字病院 及び沖縄医療生活協 同組合沖縄協同病院 の入院者に限る。

別表第2 (第2条関係) (略)

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

○沖縄県立特別支援学校管理規則(平成22年沖

縄県教育委員会規則第3号)

(学区)

第二条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部(普通科に限る)の学区は、別表第一のとおりとする。ただし、別表第一に掲げる区域については、全県域とする。